

令和3年7月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年7月12日(月) 午前 9時30分から 10時15分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
9番 池野 保
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
14番 藤田 博史
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

10番 新舟 進

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め14番藤田 博史君、15番鈴木 恵一君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第24号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第37号 取消願いの報告についてまでの、計8件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第24号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士地区15番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ富士地区15番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は岩本山にある富士宮に抜けるメインの通りにある岩松製茶組合から、一本南側の道を西に300mほど進んだところにあります。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、管理の手が回らないことから、縁戚関係にある譲受人に贈与したいとのことです。譲受人はハウスイチゴや水稲など手広く行っている認定農家で、その息子さんも一緒にやっていくとのことです。申請地周辺はお茶の栽培を行っている地域で、引き続きお茶の栽培を行っていくとのことです。何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士地区15番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、田子浦地区16番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ田子浦地区16番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>申請地は新富士病院から主要地方道富士富士宮由比線を富士宮方面に進むと信号機があるのですが、そこから50mほど進んでから南側に200mほど行ったところにあります。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業経験が無く管理できないことから、現在実際に耕作管理をしている譲受人に売却したいとのことです。譲受人は3年ほど前から譲渡人の母親からブルーベリーの苗木づくりや収穫・剪定などをノウハウを学んでおり、購入して生産・販売を行いたいとのことです。申請地を確認したところブルーベリーが300本ほど植えられており、きちんと管理されていました。今後家族にも手伝ってもらいながら拡大していきたいとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、全部効率利用要件等は満たしておりますが、下限面積要件につきましては、隣接する富士宮市分とあわせることで満たす状況です。今回は富士市分のみでの審議を行っていただき、許可相当の場合は、今日の午後開かれる富士宮市農業委員会の結果を確認してから許可書を発行させていただきます。</p>
会長	<p>田子浦地区16番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 田子浦地区16番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に、富士川地区17番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案5ページ富士川地区17番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>申請地は主要地方道富士川身延線沿いにある市立富士川体育館から南西に400mほどの山の中腹にあります。譲渡人は富士川出身ですが、70歳と高齢になり、体が弱くなってきたことから現在は東京のお子さんのところで生活しています。申請地は実家の母親が一人で管理していましたが、7～8年前に亡くなってから管理できておらず、今後も管理が難しいことから、家屋敷も含めて処分を進めていたとのことです。譲受人は申請地の隣を耕作する兼業農家で、今回譲渡人から話があり、購入して自己所有農地とあわせて管理していくとのことです。申請地を確認したところ、現地は段々畑で、一部お茶の木が2mくらいになっていましたが、小型耕運機などで作業が行われていました。面積もそれほど大きくなく、十分管理が可能だと思われます。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>

会長 富士川地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、富士川地区18番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ富士川地区18番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は富士川楽座から西に300mほどの山の中腹にあります。譲渡人はさきほどの富士川地区17番と同じ方で、申請理由も同じです。譲受人は去年の3月まで自衛隊に勤務しておりましたが、4月から実家の農業を手伝っています。実家はミカン栽培のほか、農道や林道を管理する市の仕事や、他の農家のミカンの管理などを請け負う仕事も行っています。譲渡人の実家と譲受人の家が道路をはさんだ向かいであったことから話があり、日当たりなどが良好なことから売買に至ったとのことです。現地を確認したところ、以前はミカンの段々畑だったようですが、現在は耕作放棄地となっていました。譲受人の家はユンボなどを所有しており、2年ほどかけて再生を行うという計画書が提出されております。また、周辺は耕作放棄地となっている場所が多く、計画に遅れが出たとしても影響はほとんどないことから問題は無いと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士川地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区18番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、富士川地区19番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ富士川地区19番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は富士川楽座から西に700mほどの山のなかにあります。この案件は今年5月の富士川地区No11と同じ譲渡人、譲受人による親子間での生前贈与の追加申請となります。今回の申請地は、課税通知がその他であったため、前回の申請に入れなかったのですが、登記簿を確認したところ、採草地であることが判明したため、改めて申請を行いたいとのことです。現地を確認したところ、キウイ畑としてきれいに管理されておりました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	富士川地区19番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区19番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
	大淵地区20番、21番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区20番、21番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
事務局	この案件につきましては、事務局の方から説明させていただきます。
	申請地は大淵地区No20が、大淵にある施工技術総合研究所から西に100mほどの住宅地の中に小さく三角形で残っているものです。次に大淵地区No21が大淵まちづくりセンターから西に1kmほどのところにある住宅地に挟まれて残っている細い農地です。いずれもすでに住宅が建てられています。本来なら住宅建築の際に農地法の許可をとるべきものですが、当時は青地の指定がされていたため転用の許可申請を行うことができなかった案件です。ただ、青地の指定が明らかに誤りであったため、農政課で定期変更の際に錯誤として除外することになったのですが、それまで建築を待ってもらうのも現実的でないとして、当時の判断で建築を許可したとのことです。定期変更が行われ、先月農用地から除外が完了したことから、今回是正の農地転用の申請が行われたものです。土地の形状などからも生産性が低く、第2種農地であり、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区20番、21番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区20番、21番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大洲地区22番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案7ページ大洲22番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は大洲第二小学校から西に800mほどの富士本中町というところにあります。4月に非農地申請を行った手前の部分となります。奥にある山林部分に埋め立てを行う際の進入路として一時転用を行いたいとのことです。現地を確認したところ、植木を植えてあったようですが、除去されて草がのびている状態でした。3年間の一時転用ということですので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年以内に農地への復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の中で例外として認められているものであります。したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

大洲地区22番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区22番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長

次に、議案8ページの議第26号 農地法第5条第1項の許可に係る買受適格証明について、審議をお願いします。
大洲地区1番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ大洲地区1番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は吉原林間学園から東に150mくらいのところで、パチンコ屋の駐車場の北側になります。奥に入る細い道の両側が競売にかかっているため、資材置場として使用したいので、その入札のための申請となります。現地を確認したところ、1.5～2mくらいの草が生えており、入口部分は少し刈ってあるのですが、住宅にかかるくらいになっていました。農地としての利用は難しいと思われる場所であり、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区1番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区1番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の許可に係る買受適格証明についての審議を終わります。
会長	次に、議案9ページの議第27号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。
	鷹岡地区13番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ鷹岡地区13番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は富士いきいき病院から東に300mくらいのところの富士宮市との境目の近くにあります。申請者は申請地のすぐ北側に住んでいます。申請地には昭和35年に建てられた建物があるのですが、古いことから取り壊して申請者のお子さんの家を立て直そうとしたところ、敷地の一部が農地のまま残っていることが判明したため、今回の申請となったとのことです。現地を確認したところ、60年以上経過する家が建っており、過去の航空写真などからも市街化調整区域に編入される以前から宅地として使用されていたことが判明しております。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	鷹岡地区13番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区13番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に、原田地区14番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案9ページ原田地区14番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は富士見台まちづくりセンターから300mくらい南のところにあります。現地を確認したところ、相当な年月耕作が行われておらず、雑木林の状態になっていました。代理人に確認したところ、申請者もいつごろからこのような状態になっているのか分からないとのことでした。農地への復元は困難であり、周辺への影響もないようですので、問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

原田地区14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
原田地区14番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長

次に、議案10ページの議第28号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。
田子浦地区2番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案10ページ田子浦地区2番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は国道一号線沿いにあるカインズ富士宮島店から南東に200mくらいのところに大きく分けて3カ所にあります。申請者は現在会社員ですが、相続した農地を引き続き耕作するとのことで、納税猶予の適格者であることの証明を申請されています。現地を確認したところ、一部は畑で、他は水田で水稻が植えられていました。1ヶ所は自宅に隣接しており、ほかもすぐ近くであり問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

田子浦地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
田子浦地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長	次に、元吉原地区3番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ元吉原地区3番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は1ヶ所は富士マリプールから北に500mくらいのバイパスの少し南側、もう1ヶ所は富士マリプールから北西に300mくらいのJR東海道線のすぐ北側にあります。1ヶ所目は周辺がほとんど水田となっている場所で、申請地も水田として管理されていました。もう1ヶ所は住宅が点在する場所であり、現地を確認したところ、夏野菜が数種類栽培されていました。申請者本人に現地確認とあわせて確認したところ、相続人は15年ほど前から会社員のかたわら実家の農業の手伝いを行っており、5年ほど前から専業農家になってとのことです。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	元吉原地区3番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 元吉原地区3番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。
会長	次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。
事務局	はじめに議案11ページをご覧ください。 報第35号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。 次に議案12ページをご覧ください。 報第36号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。 次に議案13ページをご覧ください。 報第37号 取消願いの報告についてですが、これは按分所有に変更となったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。 今月の報告案件については以上です。
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。 以上で議事はすべて終了しました。

令和3年7月12日

農業委員会会長

同委員

同委員
